○中国地方整備局告示第二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十八条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十八日

中国地方整備局長　福田　　功

第１　起業者の名称　広島県

第２　事業の種類　県道甲山甲奴上市線改築工事（広島県世羅郡世羅町大字別迫地内）

第３　起業地

１　収用の部分　広島県世羅郡世羅町大字別迫字段原及び字津利岩地内

２　使用の部分　広島県世羅郡世羅町大字別迫字段原及び字津利岩地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、県道甲山甲奴上市線（以下「本路線」という。）のうち、広島県世羅郡世羅町大字別迫字砂崎地内から同県三次市甲奴町小童字小豆山地内までの延長4,230ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする、県道甲山甲奴上市線改築工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本路線は、道路法第７条の規定により広島県知事が県道に認定した路線であり、広島県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることなどから、起業者である広島県は、本件事業を施行する充分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、広島県世羅郡世羅町大字天神原地内の一般国道432号との接続点を起点とし、同県庄原市総領町上市地内の一般国道432号との接続点を終点とする延長27.2㎞の路線であり、世羅町と庄原市を最短距離で結ぶ幹線道路である。

また、本路線の周辺では広島県尾道市と島根県松江市を結ぶ高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線（以下「尾道松江線」という。）が本路線とほぼ並行して建設中であり、本路線の起点部から東方約400ｍ地点に甲山インターチェンジが設置され、一般国道432号を経由して本路線と接続することから、尾道松江線の広域幹線機能との連携による地域の南北幹線道路として、沿線地域住民の通勤・通学等の日常生活及び経済活動への貢献が期待される路線である。

しかし、本路線のうち世羅郡世羅町大字別迫字砂崎地内の県道府中世羅三和線との交差部から三次市甲奴町小童字小豆山地内の市道頼藤春日井線との交差部までの延長4,660ｍ区間（以下「現道」という。）は、道路幅員が3.0～4.0ｍ程度と狭小で、車道の最少曲線半径が60ｍに満たない線形不良箇所が17箇所もあることから、通行車両等の交互通行が困難な状況にある上、冬季には路面凍結や積雪に起因する交通事故が発生している。また、歩道が整備されていないため、歩行者の安全が確保されていないなど、安全で円滑な交通に著しく支障をきたしている。

現道のこのような状況に対処するため、全体計画区間について道路構造令（昭和45年政令第320号）第３種第３級の規格に基づき現道拡幅方式により２車線の道路に改築する県道甲山甲奴上市線改築工事を計画したものであり、片側に歩道を設け、車両と歩行者を分離することにより、安全で円滑な交通を確保し、幹線道路としての機能の向上を図るものである。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気汚染、騒音、振動について検討を行ったところ、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業地区間内において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に基づく動植物について、「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」（平成16年３月広島県発行、以下「広島県レッドデータブック」という。）の発行元である広島県環境県民局環境部自然環境課に起業者が照会を行った結果、起業地及びその周辺において、広島県レッドデータブックに掲載されている希少種５種の生息が確認されているとの回答を得た。

この回答に基づき起業者が現地調査を行った結果、回答のあった希少種５種の生息は確認されなかったものの、広島県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧Ⅰ類のメダカ並びに準絶滅危惧のイモリ、ニホンアカガエル、トノサマガエル及びトカゲの生息が確認された。

これらの生息地は、本件事業施行後も周辺には同様の生息環境が広く存在すること、また、工事中は事業地外への土砂及び濁水の流出を防止する対策を行うこととしていることから、本件事業による希少な動植物への影響は軽微であると予測されている。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、既存の資料や世羅町教育委員会との協議においても確認されておらず、工事着手についての了解を同委員会より得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の幅員狭小及び線形不良箇所を解消し、円滑な車両の交通及び歩行者の安全な通行を確保することを目的とし、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路に改築する事業であり、本件事業の事業計画は道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における道路整備の手法として、現道拡幅案（以下「申請案」という。）のほか、バイパス案について検討が行われている。

申請案とバイパス案を比較すると、申請案は、現道沿線の利便性の向上が期待でき、潰地・支障物件数が少なく、総事業費も廉価であるなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、幅員狭小で線形不良な現道は、安全で円滑な交通に著しく支障をきたしており、更に、交通事故も発生していることから、改築によりできるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要がある。

また、地元の東地区整備促進期成同盟会及び世羅町立東小学校保護者会等から本件事業の早期完成に強い要望が寄せられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　広島県世羅郡世羅町役場